

# 大阪市とその近郊における 障がいのある人のキャンプ実態に関する調査

竹 内 靖 子

## I. は じ め に

### 体験学習としての「キャンプ」の可能性

近年、社会が急速に変化し、核家族化、少子化、都市化、情報技術等の科学技術の発展や個人の権利意識が強くなり、他者からの干渉を嫌う傾向など価値観が多様化し、成長過程に即した多様な活動体験が十分できていない子どもが増加傾向である（田中、2013）。そのような状況の一対策として、2011年の小学校学習指導要領体育科改訂においては、幼児教育との円滑な接続を図り、子どもたちが自身の心身の変化に気づき、自分の体と対話することが重要視されている。さらに、2012年文部科学省は「幼児期運動指針」を発表し、子どもたちの発達に適した多様な遊びの必要性を明記している。一方、青年期までに行った余暇活動を老年期に行う傾向が指摘されており（Kleiber, 1999）、幼年期、学童期、青年期の体験学習は、その後の生活スタイルに影響を与えられられる。しかし、障がいのある人たちの体験学習、特に野外活動体験は少ない傾向がある（野村、1999）。

「キャンプ」は、社会教育施設や地域で実践する体験活動プログラムの1つである。日本において、1950年代から様々な障がいのある人のキャンプが実践され、今日でも「キャンプ」は有益な社会資源であり、教育・福祉・医療などの幅広い分野で行われている。障がいがあることによる「実際体験」の減少は、活動そのものに「出会う」段階よりも「気づく・感じる」「働きかける・チャレンジする」といった遊びを発展させる過程で、障がいが重度になるとより難しくなりやすい（野村、1999）等、遊びを通した「自己意識の変容」や「対人・親子関係の改善」、「自尊心を形成する」機会を減少させる可能性がある。その意味でキャンプ体験は、自然環境における体験、グループ体験等の実体験を提供し、小集団での活動や、そこから生じる課題に取り組みながら身体的、精神的、社会的な成長を支える（坂本、2008）有意義で必要な活動である。

## レクリエーションとしての「キャンプ」の可能性

2006年に国連総会で採決された「障害者の権利に関する条約 (Convention on the Rights of Persons with Disabilities)」は、2012年の「障害者総合支援法」制定と2013年の「障害者差別解決法」の制定等で国内法が水準を満たす流れを作り、2013年12月4日の参議院本会議で条約締結が承認され、日本は2014年1月20日に権利条約批准国となった。この「障害者の権利に関する条約」の第30条（文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加）では、「締約国は、障がいのある人に他の人との平等を基礎として文化的な生活に参加する権利を認め」、とりわけ、「自己の利益のみならず社会を豊かにするためにも創造的、芸術的、知的な潜在能力を開発し、及び活用する機会を有することができるよう適切な措置をとる」こと、「手話や聴覚障害のある人の文化も含め独自の文化的および言語的なアイデンティティーを承認すること」を求めている（藤井, 2014）。

有益な余暇（レクリエーション）活動をサポートする制度政策の充実により、キャンプを含む様々なレクリエーション、レジャー、スポーツ活動の機会が増えることが期待される。

## 大阪市の障がいのある人と「キャンプ」の実態調査の必要性

大阪市の障がいのある人の手帳交付数（2014年3月31日現在）は、182,785件であり、内訳は「身体障がい」は135,730人（74%）、「精神障がい」は25,486人（14%）、「知的障がい」は21,569人（12%）である。大阪市内においても、「障がい者基本計画」（平成24年度から平成29年度）の「第2章 地域での暮らしを支えるために」の中に「⑥スポーツ・文化」と記されており、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」をめざし、様々な障がいのある人への支援が行われている。

大阪市とその周辺では、さまざまな団体がそれぞれの目的に沿って独自に、障がいのある当事者同士のキャンプや障がいの有無に関わらずインクルーシブにキャンプを行なっている（石田ら, 2014）。よりよい支援方法を確立するために、それぞれの団体の積み重ねてきたキャンプ実践からの学びや、共通する課題を明確化することを目的にキャンプの実態の横断的な調査・研究を行う必要がある。したがって、今回の調査では、キャンプを行う団体関係者にヒアリング後、大阪市、またはその近郊で障がいのある人対象にキャンプをおこなっている可能性の高い団体種別を抽出し、実態調査を行うこととなった。

## II. 調査の目的

本調査は、主に大阪市の指定する障がいのある子どもや人たちの福祉サービス提供団体と大阪府キャンプ協会登録団体等で障がいのある人のキャンプ活動がどのような団体で行われているのか現状を明らかにすることを目的としている。（本研究では、キャンプ活動を「自然の中での共同生活を基本とする活動」と明記し調査を行っている。）

### Ⅲ. 調査の方法

調査は、大阪市およびその近郊の476団体（大阪市内の「学童保育施設」「子どもの家」「特別支援学校等」、大阪市が指定する障がい者・障がい児対象施設」と「大阪府キャンプ協会登録団体」等）を対象に実施した。調査票は、各団体の代表者・施設長に郵送した。

調査期間は、2012年11月22日から12月20日で、調査票は郵送法によって回収された。有効回収数は、476団体中205団体で、回収率は43.07%であった。回収率の内訳は、(表3-1)の通りである。調査対象者の選定は、無作為抽出によるものではなく、障がいのある人対象のキャンプを行っている可能性のあるすべての団体を対象とした。したがって、以下の分析では統計的検定は行っていない。

表3-1 配布先別回収率

配布先	配布数	有効回収数	回収率 (%)
1. 学童保育施設（大阪市内）	100	27	27.00
2. 子どもの家（大阪市内）	28	17	60.71
3. 特別支援学校等（大阪市内）	14	5	35.71
4. 大阪市指定障がい児・者施設			
4-1. 指定障がい福祉サービス事業所 （生活介護・自立支援・宿泊型自立支援）	123	50	40.65
4-2. 多機能型事業所	57	34	59.65
4-3. 指定障がい者支援施設	19	13	68.42
4-4. 指定児童発達支援センター	11	7	63.64
4-5. 障がい児入所施設	9	5	55.56
4-6. 指定児童発達支援・放課後デイサービス事業	75	20	26.67
5. その他団体（大阪市内）	5	5	100.00
6. 大阪府キャンプ協会団体会員（大阪府とその近郊）	35	22	62.86
総計	476	205	43.07

※「子どもの家事業」は、2014年4月より「大阪市留守家庭対策事業」に移行または廃止。

### Ⅳ. 調査の結果

#### 1. 調査対象団体の基本特性

ご回答を頂いた205団体の団体の種別は、「社会福祉法人」(47.8%)、「NPO法人」(23.4%)、「教育機関」(4.9%)、「民間企業」(4.9%)、「財団法人」(2.9%)、「医療法人」(0.5%)、「ボランティアサークル」(0.5%)、「無記入」(1.5%)、「その他」(13.7%)であった(表4-1)。「その他」の自由記述には、「父母会」「学童保育所」「第2種社会福祉施設」「一般社団法人」「任意団体」等が記入されていた(表4-2)。

#### 2. 障がいのある人対象キャンプの現状について

##### ① 障がいのある人対象キャンプの実施率（2011年4月～2012年3月）

2011年度（2011年4月～2012年3月）に大阪市近郊で障がいのある人のキャンプを「実施

表 4-1. 研究対象団体の種別

団体種別	実数	%
社会福祉法人	98	47.8
NPO 法人	48	23.4
教育機関	10	4.9
民間企業	10	4.9
財団法人	6	2.9
無記入	3	1.5
医療機関	1	0.5
ボランティアサークル	1	0.5
その他	28	13.7
総数	205	100.0

表 4-2 障がいのある人のキャンプ実施団体数 (2011年4月～2012年3月)  
配布先種別別実施団体数 (内訳)

配布先	社会福祉法人	NPO 法人	教育機関	民間企業	財団法人	医療機関	ボランティアサークル	その他
1. 学童保育施設 (大阪市内)	4	1	1	—	—	1	—	20
2. 子どもの家 (大阪市内)	14	—	—	—	—	—	—	2
3. 特別支援学校等 (大阪市内)	—	—	4	—	—	—	—	1
4. 大阪市指定障がい児・者施設								
4-1. 指定障がい福祉サービス事業所 (生活介護・自立支援・宿泊型自立支援)	28	18	—	4	—	—	—	—
4-2. 多機能型事業所	23	6	—	3	—	—	—	1
4-3. 指定障がい者支援施設	13	—	—	—	—	—	—	—
4-4. 指定児童発達支援センター	6	—	—	—	—	—	—	1
4-5. 障がい児入所施設	4	1	—	—	—	—	—	—
4-6. 指定児童発達支援・放課後デイサービス事業	6	9	—	3	—	—	—	1
5. その他団体 (大阪市内)	—	4	—	—	—	—	1	—
6. 大阪府キャンプ協会団体会員 (大阪市とその近郊)	—	9	5	—	6	—	—	2
総計	98	48	10	10	6	1	1	28

※「子どもの家事業」は、2014年4月より「大阪市留守家庭対策事業」に移行または廃止。

表 4-3 障がいのある人のキャンプ実施率  
(2011年4月～2012年3月)

	実施した	実施していない	総数
実数	70	135	205
%	34.15	65.85	100.00

した」団体は、35.15%であり、「実施していない」団体は65.85%であった(表4-3)。

配布先種別ごとの実施率については、一番実施率が高いのは、「その他団体(大阪市内)」であった。「その他団体(大阪市内)」は、障がいのある人のキャンプを実施している団体として知られている団体で構成されているのでこのような結果になっている。)、それ以外の団体種別の中で一番実施率が高いのは、「子どもの家」(76.47%)、「特別支援学校等」

表 4-4 障がいのある人のキャンプ実施率（2011年4月～2012年3月）  
配布先種別ごとの実施数（内訳）

配布先	有効回答数	実施数	実施率（%）
1. 学童保育施設（大阪市内）	27	13	48.15
2. 子どもの家（大阪市内）	17	13	76.47
3. 特別支援学校等（大阪市内）	5	3	60.00
4. 大阪市指定障がい児・者施設			
4-1. 指定障がい福祉サービス事業所 （生活介護・自立支援・宿泊型自立支援）	50	7	48.15
4-2. 多機能型事業所	34	4	11.76
4-3. 指定障がい者支援施設	13	0	0.00
4-4. 指定児童発達支援センター	7	2	28.57
4-5. 障がい児入所施設	5	3	60.00
4-6. 指定児童発達支援・放課後デイサービス事業	20	8	40.00
5. その他団体（大阪市内）	5	5	100.00
6. 大阪府キャンプ協会団体会員（大阪府とその近郊）	22	12	54.55
総計	205	70	34.15

※「子どもの家事業」は、2014年4月より「大阪府留守家庭対策事業」に移行または廃止。

（60.00%）の「障がい児入所施設」（60.00%）と続いており、障がいのある児童対象の健全育成・教育・生活支援の現場で主にキャンプが行われていると思われた（表 4-4）。

## ② 障がいのある人対象キャンプ実施団体のうち、障がいのある人とない人（家族も含む）が一緒に行うキャンプの実施率（2011年4月～2012年3月）

2011年度に大阪府近郊で障がいのある人のキャンプ実施団体のうち、障がいのある人とない人が一緒に行う（インクルーシブな）キャンプを「実施した」団体は、80%であり、「実施していない」団体は17.14% 無記入が2.86%であった（表 4-5）。

表 4-5 障がいのある人とキャンプ実施している団体のうち、障がいのある人とない人（家族も含む）が一緒に行うキャンプの実施率  
（2011年4月～2012年3月）

	実施した	実施していない	無記入	総数
実数	56	12	2	70
%	80.00	17.14	2.86	100.00

配布先種別ごとの実施率については、インクルーシブなキャンプ実施率が一番高い団体も、「その他団体（大阪府市内）」である。それ以外の団体種別の中で一番実施率が高いのは、「子どもの家」（64.71%）、「学童保育施設」と「大阪府指定障がい福祉サービス事業所」（共に48.15%）、「大阪府キャンプ協会団体会員」（45.45%）という結果であった（表 4-6）。

## ③ 2011年度障がいのある人対象キャンプの障がい種別

2011年度の大阪府近郊で障がいのある人対象キャンプの障がい別の実施率は、「知的障が

表 4-6 配布先種別別実施数（内訳）

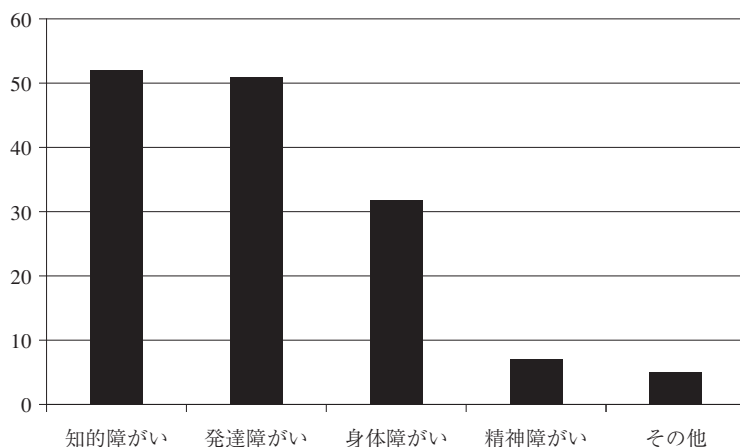
配布先	有効回答数	実施数	実施率（%）
1. 学童保育施設（大阪市内）	27	13	48.15
2. 子どもの家（大阪市内）	17	11	64.71
3. 特別支援学校等（大阪市内）	5	0	0.00
4. 大阪市指定障がい児・者施設			
4-1. 指定障がい福祉サービス事業所 （生活介護・自立支援・宿泊型自立支援）	50	6	48.15
4-2. 多機能型事業所	34	3	8.82
4-3. 指定障がい者支援施設	13	0	0.00
4-4. 指定児童発達支援センター	7	1	14.29
4-5. 障がい児入所施設	5	2	40.00
4-6. 指定児童発達支援・放課後デイサービス事業	20	6	30.00
5. その他団体（大阪市内）	5	4	80.00
6. 大阪府キャンプ協会団体会員（大阪府とその近郊）	22	10	45.45
総計	205	56	27.32

※「子どもの家事業」は、2014年4月より「大阪市留守家庭対策事業」に移行または廃止。

表 4-7. 2011年度キャンプ参加者の障がい種別  
（複数回答可）

障がい種別	実数	%
知的障がい	52	74.29
発達障がい	51	72.86
身体障がい	32	45.71
精神障がい	7	10.00
その他	5	7.14

図 4-1. 2011年度キャンプ参加者の障がい種別（複数回答可）



い」が74.29%、「発達障がい」が72.86%、「身体障がい」が45.71%、「精神障がい」が10%であった（表 4-7，図 4-1）。主に「知的障がい」「発達障がい」のある人対象に行われていることが分かる。「その他」は、8.57%であり、自由記述には、「心臓疾患など」「主として聴覚障害（難聴幼児）」と記されていた。「精神障がい」のある人のキャンプ実施団体が少な

いのは、「地域活動支援センター」と「病院」への調査ができていないことも要因の一つと考えられる。

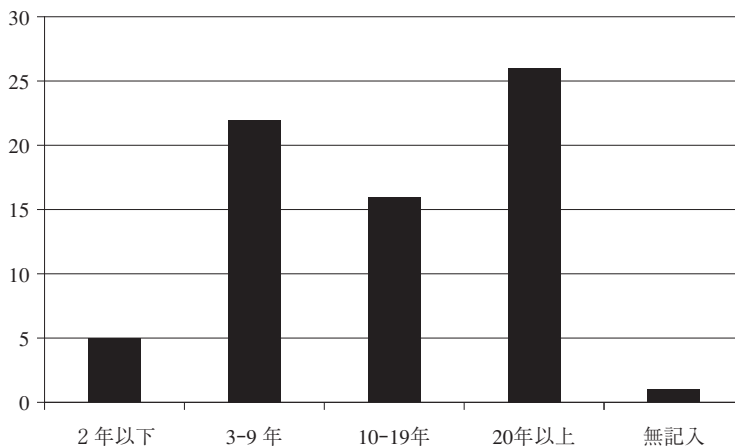
④ 障がいのある人対象キャンプの継続年数

大阪市近郊で障がいのある人対象キャンプの継続年数（2012年3月まで）は、「20年以上」が最も多く37.14%、「3-9年」が31.43%、「10-19年」が22.86%、「2年以下」が7.14%であった（表4-8、図4-2）。継続年数が「9年まで」と「20年以上」の団体が多いことが分かる。

表4-8. 障がいのある人のキャンプ継続年数  
(2012年3月まで)

継続年数	実数	%
2年以下	5	7.14
3-9年	22	31.43
10-19年	16	22.86
20年以上	26	37.14
無記入	1	1.43
総数	70	100.00

図4-2. 障がいのある人のキャンプ継続年数（2012年3月まで）



配布先種別ごとの継続年数については、「20年以上」障がいのある人対象のキャンプを継続してきた団体の内訳は、「子どもの家」（8団体）、「学童保育」（6団体）「大阪府キャンプ協会団体会員」（4団体）、「障がい児入所施設」（3団体）、「大阪市指定福祉サービス事業所」（2団体）、「特別支援学校等」, 「多機能事業所」 「その他団体」がそれぞれ1団体であった。

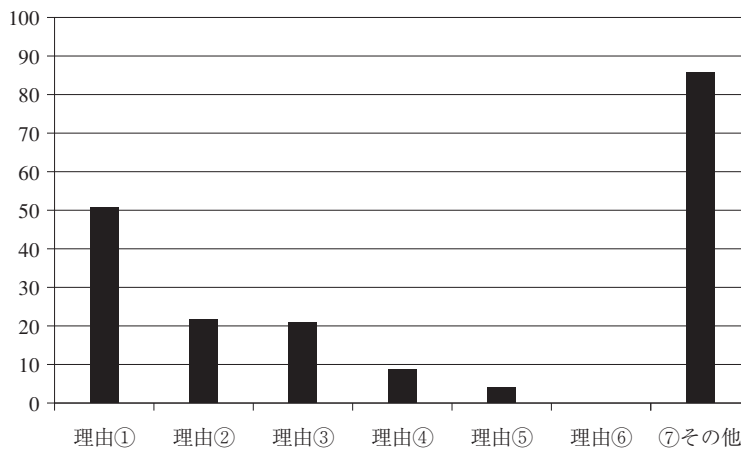
⑤ 2011年度に障がいのある人とキャンプを実施していない団体がキャンプを行わなかった理由

2011年度に障がいのある人とキャンプを実施していない団体（135団体）がキャンプを行

表4-9. 2011年度障がいのある人とキャンプを実施していない団体がキャンプを行わない理由（複数回答可）

理由	実数
①スタッフが足りないから	51
②プログラム内容がわからないから	22
③資金が足りないから	21
④支援方法がわからないから	9
⑤組織内の協力が無いから	4
⑥地域の協力が無いから	0
⑦その他	86

図4-3. 2011年度障がいのある人とキャンプを実施していない団体がキャンプを行わない理由（複数回答可）



わない理由のうち選択肢の中で一番多かったのは、「スタッフが足りないから」の51票であり、次に「プログラム内容がわからないから」の22票、「資金が足りないから」の21票であった（表4-9、図4-3）。

「その他」の自由記述は、86団体の記述を分類後整理した（表4-7）。一番多かったのは、「キャンプではないが、遠足・旅行・宿泊体験を行っている」の18票であり、「当事者と親の高齢化」「必要と思わないから」「地域行事や他団体企画に参加している」などが理由として挙げられていた（表4-10）。

#### ⑥ 障がいのある人対象キャンプに関する学習・研究会の案内希望の有無

今後障がいのある人を対象としたキャンプに関する学習・研究会の案内の希望について205団体に尋ねたところ、「希望する」が60団体（29.27%）、「希望しない」が133団体（64.88%）、「無記入」が12団体（5.85%）であった。「希望する」団体を配布先種別ごとに見ると、「大阪府キャンプ協会会員団体」が14団体の希望があり、一番多かった（表4-11）。



表 4-10. 障がいのある人とキャンプを実施していない団体がキャンプを行わない理由

その他理由（自由記述）	実数
1 キャンプではないが課外レク・遠足・旅行・宿泊体験を行っている	18
2 当事者と親の高齢化	8
3 必要と思わないから	7
4 キャンプをしたい利用者・家族がいない・ニーズが減った	7
5 障がいのある児童がいないから	7
6 以前は行っていたが、キャンプを実施しなくなったから	7
7 キャンプを支援内容とっていないから	7
8 行事予定にキャンプがあげられていないから	7
9 移動手段やスタッフ数に課題があるため	4
10 地域行事や他団体の企画に参加しているから	3
11 施設単位ではなく法人として実施している	3
12 当事者の体力的や体調が心配なため	2
13 キャンプ設備に不安があるため（障がい者用トイレの数など）	2
14 医療的ケアへの不安があるため	2
15 支援計画に必要ないから	2
16 障がいのある人のキャンプ団体の受け入れを行っているため	1
17 低年齢児の感染・体面が不安なため	1
18 余裕がないため	1
19 リスクが大きいと考えているため	1
20 急変時の対応が不安なため	1
21 経験不足なため	1
22 障がいのある人たちが参加しているのかわからないため	1
23 機会がないため	1
24 団体行動が難しいため	1
25 身体介助が必要な人が多く、キャンプという発想がなかった	1
26 対応できないから	1
27 重度の利用者が多く取り組みにくい	1
28 日帰り旅行すらできないのが現状のため	1
29 宿泊を伴うものを開所時からしていないため	1
30 利用児が0～低年齢（肢体不自由）で発達面から戸外でのキャンプに参加して楽しめるまでの状況ではない	1
31 青少年の健全育成を目的としているため。事業内容により受け入れ可	1

表 4-11. 障がいのある人対象キャンプに関する  
学習・研究会の案内希望の有無

希望の有無	実数	%
希望する	60	29.27
希望しない	133	64.88
無記入	12	5.85
総数	205	100.00

## V. 考 察

主に大阪市が指定する障がいのある人たちの福祉サービス提供団体と大阪府キャンプ協会登録団体等で行われる「障がいのある人のキャンプ活動」の実態調査から以下の考察を行った。

- ① 大阪市とその近郊で行われる障がいのある人のキャンプ活動は、様々な団体で実施されているが、制度政策の影響を受けやすい。

2011年度に障がいのある人を対象にしたキャンプを実施した団体70団体のうち25団体が「社会福祉法人」であり、次に多いのは、「NPO 法人」(18団体)であった。その他様々な団体で実施されている(表5-1)。

制度政策とキャンプ実施団体数の変化をみると、『特定非営利活動促進法』施行(1998年)後の2000年ごろから、障がいある人対象のキャンプを「NPO 法人」が新しく事業をスタートさせている。(表5-1 下線部参照)。また、地域や他団体の行うキャンプ活動から選んで参加する団体もあり、参加形態も多様化している。社会、制度政策の変化による「キャンプ」や自然体験の機会の増減への影響や、NPO 法人化することの利点について今後も考察が必要である。

表5-1 「キャンプ継続年数」×「キャンプ実施団体種別」のクロス集計表

予想される継続年数	2010.4-2012.3	2000.4-2010.3	1990.4-2000.3	-1990.3	
実施団体種別(総数)	2年以下	3-9年	10-19年	20年以上	無記入
教育機関(5)	1	0	1	2	1
医療機関(0)	0	0	0	0	0
社会福祉法人(25)	0	4	8	13	0
財団法人(5)	0	3	0	2	0
<u>NPO 法人(18)</u>	<u>2</u>	<u>11</u>	<u>3</u>	2	0
ボランティアサークル(1)	0	0	0	1	0
民間企業(1)	0	1	0	0	0
その他(14)	2	2	4	6	0
無記入(1)	0	1	0	0	0
総数(70)	5	22	16	26	1

- ② 大阪市とその近郊で行われる障がいのある人のキャンプ活動を実施していない団体に共通する課題を解決する制度・政策的配慮の必要性

障がいのある人のキャンプを行っていない団体の理由として、実施していない135団体中51団体(37.8%)が、「理由①スタッフの不足」を挙げている。団体別では、「民間企業」は、実施していない9団体中6団体(66.7%)、「NPO 法人」は、30団体中15団体(50%)、「教育機関」5団体中2団体(40%)、「社会福祉法人」は、73団体中24団体(32.9%)の順にこの理由を挙げている団体が多い。このことから、「キャンプ」を行うには、「スタッフの確保」が必要であることが分かる。「理由②プログラム内容がわからない」を選んだ団体は、「民間企業(33.3%)」「NPO 法人(20%)」「社会福祉法人(16.4%)」の順に多い。また「理由③資金の不足」については、「NPO 法人(30%)」「民間企業(22.2%)」「社会福祉法人(9.6%)」の順に多い(表5-2 参照)。

その他の理由では、表4-7に記した通り、「キャンプではないが課外レク・遠足・旅行・

宿泊体験を行っている」「地域行事や他団体の企画に参加している」など、様々な「キャンプ」を含む活動の中から、参加者（家族や関係者）が選択する形に変化してきている。

また、「キャンプをしたい利用者や家族がいない」といった理由もあるが、「必要と思わない」「キャンプは支援内容ではない」「行事予定にキャンプがない」「支援計画上必要ないから」といった支援者側の「キャンプ」のイメージや意味づけによって行われていない可能性も考えられる。さらに、障がい重度になると、参加者の体力・医療面とそれに伴う移動手段・キャンプ設備面が不安要因となっている。

自然体験学習やキャンプを実施するためには、「マンパワー」「プログラム」「資金」面や障がいや疾病のある人も安心して参加できるキャンプ施設やプログラムの実施を支える制度政策的な配慮も必要となるだろう。

表 5-2 「キャンプ実施団体種別」と「キャンプを行わない理由」のクロス集計表

未実施団体種別（総数）	理由①	理由②	理由③	理由④	理由⑤	理由⑥	理由⑦
教育機関（5）	2	0	0	0	0	0	3
医療機関（1）	0	0	0	0	0	0	1
社会福祉法人（73）	24	12	7	4	2	0	49
財団法人（1）	0	0	0	0	0	0	1
NPO 法人（30）	15	6	9	4	2	0	18
ボランティアサークル（0）	0	0	0	0	0	0	0
民間企業（9）	6	3	2	0	0	0	5
その他（14）	3	1	3	1	0	0	9
無記入（2）	1	0	0	0	0	0	0
総数（135）	51	22	21	9	4	0	86

③ 大阪市とその近郊で行われる障がいのある人のキャンプ活動は、主に知的・発達障がいのある人たちを対象に行われている。

大阪市とその近郊で行われている障がいのある人のキャンプ活動は、主に「知的障がい」と「発達障がい」のある子どもや人を対象に、医療機関を除くすべての種別の団体で行われている（表 5-3 参照）。また、「20年以上」継続している団体は、実施団体数に差はあるが、すべての障がいを対象に行われていた。さらにすべての障がいを対象としたキャンプは、「9年以下」の継続団体が障がい種別それぞれの割合の中で増加傾向であることから、新しく取り組む団体が多いと考えられる。一方、すべての団体に共通して、「10-19年」継続している団体が減少している（表 5-4 参照）。1900年～2000年の間に制度的な変化があったかどうか分析が必要である。

④ 調査の限界について

今回の調査では、大阪市内教育・医療関係施設や福祉施設の中の「地域活動支援センター」「高齢者福祉施設」等すべてのキャンプ実施団体の調査を行うことはできていない。今後も

表 5-3 「キャンプ実施団体種別」と「キャンプ参加者の障がい種別」のクロス集計表

	知的障がい	発達障がい	身体障がい	精神障がい	その他
教育機関	3	3	3	0	1
医療機関	0	0	0	0	0
社会福祉法人	19	18	12	5	3
財団法人	5	4	2	0	0
NPO 法人	17	13	8	2	1
ボランティアサークル	1	1	0	0	0
民間企業	1	1	1	0	0
その他	5	11	6	0	1
無記入	1	0	0	0	0
(計)	52	51	32	7	6

表 5-4 「キャンプ参加者の障がい種別」と「継続年数」のクロス集計表

予想される継続年数	2010.4-2012.3		2000.4-2010.3		1990.4-2000.3		-1990.3	
	2年以下	3-9年	10-19年	20年以上	(計)			
知的障がい	2	20	11	19	52			
発達障がい	3	16	10	22	51			
身体障がい	1	9	7	15	32			
精神障がい	0	4	1	2	7			
その他	0	2	2	1	5			

継続的に調査を行う予定である。また「キャンプ」の定義を「自然の中での共同生活を基本とする活動」と記述し調査を行ったが、参加者の高齢化や宿泊施設の状況により、以前キャンプを行っていたが、現在は温泉旅館に宿泊し、自然を満喫する「温泉旅行」として行っている団体もあれば、「温泉キャンプ」として実施している団体もある。回答者による「キャンプ観の違い」により、実施の有無についても判断が変わる可能性があることも考慮する必要がある。

このように、大阪市とその近郊における障がいのある人の「キャンプ」は、「スタッフの確保」「プログラム」「資金」「医療」面やキャンプ施設や関係するサービスの「リスク管理」等の課題を抱え、制度政策の影響を受けながらも、団体の独自のスタイルで行われている。また、「キャンプ」や「自然の中での体験学習」に対する支援者の意識や思いも実施の有無に影響を与えている可能性がある。「キャンプ」は、個々の成長の場に加え、災害対策や環境教育の場としても必要な活動と考えられるため、より多くの団体で実施されることを期待したい。今後の研究では、キャンプの効果やより良い支援の在り方を探るために、今回の調査で分かった障がいのある人対象キャンプ実施団体の実態、特に「キャンプ」への思いや意義、参加者・家族・関係者の変化（活動満足度・生活満足度・自立に関する項目（親子分離・独立生活・経済的自立・就労・情緒的自立・自己決定等）に注目）、積み重ねてきた実践内容と工夫や配慮、共通する課題を明確化する研究を行い、これらの課題解決に結び付けたい。

## 謝 辞

本研究は、桃山学院大学特定個人研究費（2013年度）およびJSPS科学研究費補助金（挑戦的萌芽研究 研究課題番号：24650376）による研究成果の一部である。諸助成に対し感謝します。また、調査表作成に加え、様々な視点からアドバイスいただいた、石田易司先生（桃山学院大学教授）、郭麗月先生（桃山学院大学教授）、安原佳子先生（桃山学院大学教授）、上野淳子先生（桃山学院大学准教授）、錦織一郎氏（大阪府キャンプ協会会長）、鍛冶田千文氏（大阪YMCA国際専門学校副校長）、是澤ゆかり氏（NPO法人チャイルズ代表）、水流寛二氏（NPO法人キャンピズ代表）、データ入力をしてくれた、篠原剛志君、築地佑人君、田中翔君（元桃山学院大学大学院生）、郵送作業をサポートしてくれた、2012年度竹内靖子ゼミ生、そしてこの調査にご回答いただいた皆様に深く感謝します。

## 引用・参考文献

- 石田易司、竹内靖子、野口和行. (2014). 『自閉症と豊かな暮らしーキャンプロイヤルから学ぶー』晃洋書房。
- 坂本昭裕 (2008) 「悩みを抱える青少年を対象とした自然体験プログラムの心理臨床的効果に関する研究」平成16年度～平成19年度科学研究費補助金（基盤研究（C）(2)）研究成果報告書，2頁。
- 田中壮一郎 (2013) 『体験の風をおこそう2 感動を呼ぶ体験活動と先進事例』悠光堂，18頁。
- 野村寿子 (1999) 『遊びを育てる：出会いと動きがひらく子どもの世界』共同医書出版社，26-39頁。
- 藤井克徳 (2014) 『JDブックレット・1 私たち抜きに私たちのことを決めないで 障害者権利条約の軌跡と本質』やどかり出版，31&91-93頁。
- Douglas, A. K. (1999). *Leisure Experience and Human Development: A Dialectical Interpretation*. Basic Book: p. 37.

(2014年12月9日受理)

## Survey on Camping Opportunities in Social Welfare Situations around Osaka City Area, Japan

TAKEUCHI Yasuko

Camping is a useful program in Experimental Education. The purpose of this study is to learn about current camping opportunities and conditions for people with disabilities in social welfare settings and camping organizations around Osaka city area, Japan.

Camping opportunities and conditions for people with disabilities were examined using a mailed survey of social welfare settings and camping organizations in December 2012.

205 organizations responded to the full survey (a response rate of 43%).

The results were 1) 70 organizations provided camping opportunities for people with disabilities from April, 2011 to March, 2012 (34%) 2) 56 organizations provided camping opportunities for people with and without disabilities during the same period. 3) 52 organizations provided camping opportunities for participants with Intellectual Disabilities (74%), 51 organizations provided for participants with Developmental Disorders (73%) during the same periods. 4) 26 organizations provide camp over 20 years (37%)

Of the 205 organizations, 135 organizations do not provide camping opportunities for people with disabilities because they have unsuitable facilities. This poses potential health and safety risks for participants, also financial constraints hamper progress recruiting additional carers with the results that many current employees are stressed and they are of the opinion that their workplaces are understaffed.

The conclusions were that the above mentioned drawbacks are a challenge for many organizations; however, there are some positives in the Osaka area. If the therapy can be proven to be effective, the city council will give financial & physical support for those that can't provide it for themselves. Nevertheless, government support is still inadequate in many areas and that an issue that need to be addressed and researched.

This research is supported by "Tokutei Kojin Kenkyuhi" at St. Andrew's (Momoyama Gakuin) University and the Japan Society for Promotion of Science (JSPS).

Keywords: Camping Opportunities, Disabilities, Social Welfare Situations,  
Experimental Education, Outdoor Education